

## 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領

平成7年9月1日  
改正 平成21年4月1日

### (目的)

第1条 この要領は、八王子市における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（八王子市契約事務規則（昭和39年4月1日規則第9号）第4条及び第34条第1項の規定により、市長が競争入札の参加者の資格を有すると定めた者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、工事等の請負契約、設計・印刷等の委託契約及び物品等の購入契約（以下「工事等」という。）のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。

また、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該元請負人の指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、その下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

### (指名停止期間の特例)

第4条 有資格者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

別表の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再び別表の措置要件に該当することとなったとき。

別表第3号から第5号まで、第11号から第14号まで又は第15号から第20号

までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、再び別表第3号から第5号まで、第11号から第14号まで、又は第15号から第20号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮できる。
- 4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間が満了した有資格者について、別表第19号に該当し、かつ、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重し、それぞれ当該号に定める期間の短期に1か月加算した期間を短期する。

談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書又は回答書が提出されたにもかかわらず、当該事案について別表第15号のア、第16号のア、第17号のア、第18号のア又は第19号のアに該当したとき。

別表第15号から第19号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競争等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき

別表第18号又は第19号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に

関し、別表第18号又第19号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法 明治40年法律第45号 第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第15号から第17号までに該当する有資格者に悪質な事由あるとき。

（指名停止等の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

（指名停止の公表）

第7条 市長は、第2条第1項又は第3条各項の規定により指名停止を行った場合、当該有資格者の名称、期間及び理由を公表するものとする。

2 第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。

3 第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、第1項の公表を取り下げる。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 指名停止の期間中の有資格者は、随意契約の相手方となることができない。ただし、やむを得ない事由があり市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第9条 指名停止の期間中の有資格者は、本市が発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）が発注する工事等の全部又は一部を下請負又は受託することができない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（雑則）

第11条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成7年9月1日から適用する。

2 八王子市工事請負契約等に係る指名停止措置要領（昭和60年4月1日適用）は廃止する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が、平成7年8月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

別表

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 市発注工事等に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格申請書、競争参加資格確認書その他の入札前又は入札後の調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
2 本市の競争入札参加資格申請において、申請書類又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
(契約履行成績不良等)	
3 市発注工事等の契約において、検査不合格又は契約履行成績が著しく不良であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
4 市発注工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
5 市発注工事等以外(以下「一般工事等」という。)の履行に当たり過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(契約違反)	
6 第 4 号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、契約相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
7 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 3 月以上 12 月以内

<p>8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上6月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	
<p>9 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>10 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(贈賄)</p>	
<p>11 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p>
<p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p>	<p>12月以上24月以内</p>
<p>イ 有資格者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>9月以上24月以内</p>
<p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>6月以上18月以内</p>
<p>12 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都内における他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p>
<p>ア 代表役員等</p>	<p>6月以上18月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>4月以上12月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>3月以上9月以内</p>
<p>13 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方における他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p>
<p>ア 代表役員等</p>	<p>4月以上12月以内</p>

<p>イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>3 月以上 9 月以内 1 月以上 5 月以内</p>
<p>14 次のア、イ又はウに掲げる者が、関東地方以外における他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>4 月以上 12 月以内 1 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>15 次のア、イ又はウに掲げるものに関して、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 市発注工事等の契約に関するもの イ 一般工事等の契約に関する関東地方におけるもの ウ 一般工事等の契約に関するイの区域以外のもの</p>	<p>4 月以上 12 月以内 3 月以上 12 月以内 1 月以上 12 月以内</p>
<p>16 次のア、イ又はウに掲げるものに関して、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 市発注工事等の契約に関するもの イ 一般工事等の契約に関する関東地方におけるもの ウ 一般工事等の契約に関するイの区域以外のもの</p>	<p>6 月以上 24 月以内 4 月以上 12 月以内 3 月以上 12 月以内</p>
<p>17 次のア、イ又はウに掲げるものに関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合の事実があったと認めるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>ア 市発注工事等の契約に関するもの イ 一般工事等の契約に関する関東地方におけるもの ウ 一般工事等の契約に関するイの区域以外のもの</p>	<p>3 月以上 12 月以内 2 月以上 12 月以内 1 月以上 6 月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>18 次のア、イ又はウに掲げるものに関して、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>ア 市発注工事等の契約に関するもの イ 一般工事等の契約に関する関東地方におけるもの ウ 一般工事等の契約に関するイの区域以外のもの</p>	<p>3 月以上 12 月以内 2 月以上 12 月以内 1 月以上 9 月以内</p>

<p>19 次のア、イ又はウに掲げるものに関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合を含む。）</p> <p>ア 市発注工事等の契約に関するもの</p> <p>イ 一般工事等の契約に関する関東地方におけるもの</p> <p>ウ 一般工事等の契約に関するイの区域以外のもの</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上12月以内</p>
（あっせん利得処罰法違反）	
<p>20 次のア、イ又はウに掲げるものに関して、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）」に違反（契約に関するもの）し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 市発注工事等の契約に関するもの</p> <p>イ 一般工事等の契約に関する関東地方におけるもの</p> <p>ウ 一般工事等の契約に関するイの区域以外のもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
（建設業法違反行為）	
<p>21 次のア、イ又はウに掲げるものに関して、「建設業法（昭和24年法律第100号）」に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 市発注工事等の契約に関するもの</p> <p>イ 一般工事等の契約に関する関東地方におけるもの</p> <p>ウ 一般工事等の契約に関するイの区域以外のもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
（不正又は不誠実な行為等）	
<p>22 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正若しくは不誠実な行為又は違法行為を行うことにより、社会的信用を著しく失つし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内</p>
<p>23 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内</p>
（下請負管理）	
<p>24 市発注工事等に関し、下請負業者が賃金不払等を発生さ</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>せた場合において、円滑な事故処理を怠るなど、元請負業者としての下請負施工の管理が不適切と認められるとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等) 25 有資格者若しくは有資格者の役員等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>26 有資格者又は有資格者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以上24月以内</p>
<p>27 有資格者又は有資格者の役員が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から9月以上18月以内</p>
<p>28 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>
<p>29 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月以上12月以内</p>